

第4章 提出書類について（法人の場合）

提出書類は、次の2種類です。

共通書類（チェックリスト、添付書類）

自治体書類（チェックリスト、添付書類）

自治体書類のうち【さいたま市】【その他の自治体】の不明点は、**直接申請先の自治体へ確認してください。共同受付窓口では対応できません。**

1 共通書類

= 写し可

= 必須

= 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	計 測 量	土 木 施 設 維 持 管 理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	送付票	P3	申請の手引
			2	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書		別冊 2
			3	法人税並びに消費税及び地方消費税の 納税証明書 (その3の3)	P8-9	別冊 2
	-	-	4	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	P10	別冊 2
	-	-	5	社会保険等の加入確認資料の写し		別冊 2
	-	-	6	建設業許可通知書又は許可証明書		別冊 2
			7	建設業許可に係る申請書類の写し	P11 -13	別冊 2
	-	-		建設業許可申請書（様式第1号） 許可行政庁の受理印が押印されているもの		
	-	-		営業所一覧表（別紙二）		
	-	-		令3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） （従たる営業所で申請する場合）		
	-	-	8	資格情報を証明する書類の写し		別冊 2
-		-	9	登録情報を証明する書類の写し	P14-16	別冊 2
			10	障害者雇用状況報告書の写し 又は [様式 B - 5] 障害者雇用の状況		別冊 2
			11	I S O 9 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
			12	I S O 1 4 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
	-	-	13	[様式 B - 6] 監理技術者の状況	P12-13	別冊 2
	-	-	14	建設業労働災害防止協会加入証明書		別冊 2
			15	行政書士が代理申請する場合の委任状(任意様式)		別冊 2
			16	[様式 C - 5] 委任状	P7	別冊 2、4
			17	[様式 C - 6] 使用印鑑届 1		別冊 2、4
			18	[様式 C - 1 3] 資本関係・人的関係調書 1		別冊 2

1 該当する自治体に申請する場合のみ提出（手引の別冊 2 を御確認ください。）

3 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けており納税証明書（その3の3）が税務署で発行されない場合は、申請の手引77ページを確認してください。

2 中小企業等協同組合等で申請する場合の提出書類 = 必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理				
			1	[様式C - 7] 組合員名簿、[様式C - 8] 役員名簿	P6	別冊 2
	-	-	2	官公需適格組合証明書の写し		別冊 2
	-	-	3	経営事項審査の総合評定値通知書の写し (組合と組合員のもの)		別冊 2
	-	-	4	[様式C - 9] 官公需適格組合資格審査数値計算表		別冊 2

3 自治体書類 (埼玉県)

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
	-	-	1	[様式D - 2] 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用 提出書類確認リスト	P18-23	別冊 2、4

4 自治体書類（さいたま市）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	[様式 C - 10] 申請事業所の写真・案内図		別冊 2
			2	[様式 D - 4] 個別情報報告書		別冊 2、4
			3	その他の書類 (別冊 2 : さいたま市のページ 3 ~ 12 番の書類)		別冊 2

5 自治体書類（その他の自治体）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	各自治体の納税証明書		別冊 2
			2	その他の書類 (別冊 2 : 各自治体のページ、上記以外の書類)		別冊 2

第4章 提出書類について（個人の場合）

提出書類は、次の2種類です。

共通書類（チェックリスト、添付書類）

自治体書類（チェックリスト、添付書類）

自治体書類のうち【さいたま市】【その他の自治体】の不明点は、**直接申請先の自治体へ確認してください。共同受付窓口では対応できません。**

1 共通書類

= 写し可

= 必須

= 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	送付票	P3	申請の手引
			2	身分証明書		別冊 2
			3	申告所得税及復興特別所得税及び 消費税及地方消費税の納税証明書 (その3の2)	P8-9	別冊 2
	-	-	4	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	P10	別冊 2
	-	○	5	社会保険等の加入確認資料の写し		別冊 2
	-	-	6	建設業許可通知書又は許可証明書		別冊 2
			7	建設業許可に係る申請書類の写し	P11 -13	別冊 2
	-	-		建設業許可申請書（様式第1号）		
	-	-		許可行政庁の受理印が押印されているもの		
	-	-		営業所一覧表（別紙二）		
	-	-		令3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） （従たる営業所で申請する場合）		
	-	-	8	資格情報を証明する書類の写し		別冊 2
-		-	9	登録情報を証明する書類の写し	P14-16	別冊 2
			10	障害者雇用状況報告書の写し 又は [様式 B - 5] 障害者雇用の状況		別冊 2
			11	I S O 9 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
			12	I S O 1 4 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
	-	-	13	[様式 B - 6] 監理技術者の状況	P12-13	別冊 2
	-	-	14	建設業労働災害防止協会加入証明書		別冊 2
			15	行政書士が代理申請する場合の委任状(任意様式)		別冊 2
			16	[様式 C - 5] 委任状	P7	別冊 2、4
			17	[様式 C - 6] 使用印鑑届		別冊 2、4
			18	[様式 C - 1 3] 資本関係・人的関係調書 1		別冊 2

1 該当する自治体に申請する場合のみ提出（手引の別冊 2 を御確認ください。）

3 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けており納税証明書（その3の2）が税務署で発行されない場合は、申請の手引77ページを確認してください。

2 自治体書類（埼玉県）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	個人住民税(市(町村)・県民税)の納税証明書		別冊 2
	-	-	2	[様式 D - 2] 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用 提出書類確認リスト	P18-23	別冊 2、4

3 自治体書類（さいたま市）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
	-		1	[様式 C - 10] 申請事業所の写真・案内図		別冊 2
			2	[様式 D - 4] 個別情報報告書		別冊 2、4
			3	その他の書類 (別冊 2 : さいたま市のページ 3 ~ 12 番の書類)		別冊 2

4 自治体書類（その他の自治体）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

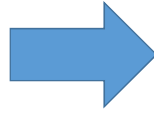
申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	各自治体の納税証明書		別冊 2
			2	その他の書類 (別冊 2 : 各自治体のページ、上記以外の書類)		別冊 2

委任状(様式C-5)及び使用印鑑届(様式C-6)の提出に係る注意点・変更点

令和7・8年度新規・更新申請より、以下のとおり委任状・使用印鑑届(様式C-6)が使用印鑑届(様式C-6)に変更となっています。

変更前

- ・ 委任状(様式C-5)
- ・ **委任状・使用印鑑届(様式C-6)**



変更後

- ・ 委任状(様式C-5)
- ・ **使用印鑑届(様式C-6)**

以下を参照し、必要な書類を作成してください。
共同受付窓口(県)に最大2枚の提出となります。

提出ファイル名：15C5【業者ID】

代理人を置いて申請する場合

(支店等で申請する場合は該当します。)
例：株式会社県庁建設 埼玉支店

共同受付窓口(県)に**委任状(様式C-5)**を**1部提出**

申請自治体関係なく、代理人を置いて申請する場合は委任状(様式C-5)を提出してください。

下記の7自治体に申請する場合

記入・印刷したものに押し、PDF化して提出してください。
使用する押印については、手引の別冊2を確認してください。

共同受付窓口(県)に**使用印鑑届(様式C-6)**を**1部提出**

下記の7自治体に申請する場合は、必ず提出してください。
本店、支店どちらの申請であっても提出が必要です。

提出ファイル名：16C6【業者ID】

加須市、草加市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、滑川町、松伏町、戸田ポートルース企業団

【例】本店で申請する場合

株式会社県庁建設 本店 で 埼玉県とさいたま市に申請する場合	
様式C-5(委任状)	提出不要
様式C-6(使用印鑑届)	提出不要

株式会社県庁建設 本店 で 埼玉県と 加須市 に申請する場合	
様式C-5(委任状)	提出不要
様式C-6(使用印鑑届)	1部提出

【例】代理人を置いて申請する場合

株式会社県庁建設 埼玉支店 で 埼玉県とさいたま市に申請する場合	
様式C-5(委任状)	1部提出
様式C-6(使用印鑑届)	提出不要

株式会社県庁建設 埼玉支店 で 埼玉県と 加須市 に申請する場合	
様式C-5(委任状)	1部提出
様式C-6(使用印鑑届)	1部提出